

諮問第 8 号

2025 年（令和 7 年）11 月 12 日

逗子市国民健康保険運営協議会会長 殿

逗子市長 桐ヶ谷 寛



逗子市国民健康保険条例の一部改正について（諮問）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の施行に伴い令和 8 年度から徴収する子ども・子育て支援納付金について、次のとおり逗子市国民健康保険条例で定めるに当たり、貴協議会の意見を求めます。

1 保険料の比率（条例第 12 条の 14）

所得割を「100 分の 55」に、被保険者均等割を「100 分の 30」に、世帯別平等割「100 分の 15」と定める。

2 賦課限度額（条例第 12 条の 15）

子ども・子育て支援納付金賦課額は、「国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 10 号に規定する額を超えることができない。」と定める。

3 低所得者の保険料の減額（軽減割合）（条例第 16 条の 2 第 5 項）

子ども・子育て支援金賦課額の減額について被保険者の所得に応じて、それぞれ保険料率に乗ずる割合を「10 分の 7、10 分の 5、10 分の 2」と定める。